平成２６年（フ）第９１８３号
千葉県松戸市秋山102―12　アーベントハイム松戸南１番館407
破産者　高野　博之
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１８４号
神奈川県川崎市宮前区野川1417番地　シャトーくぬぎざか206
破産者　株式会社モスト
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１８５号
神奈川県川崎市宮前区野川1417―206
破産者　松崎　睦夫
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２２７号
東京都世田谷区八幡山３丁目12番12―104
破産者　福田　達夫
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２７３号
東京都墨田区錦糸１丁目２番１号　アルカセントラル14階
破産者　株式会社ａｓｍｅ
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２９０号
東京都墨田区向島３丁目３番１―1102号
破産者　株式会社ウエストンビットエンタテインメント
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２９１号
東京都墨田区向島３丁目３番１―1102号
破産者　株式会社ビットエンジェル
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２９２号
東京都中央区勝どき１丁目13―６―2111
破産者　西澤　龍一
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１３２号
東京都練馬区豊玉上２丁目３―16―201
破産者　竹内　隼人
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２４０号
千葉県松戸市栄町西１―738　ラ・プロスペリテＡ―１、住民票上の住所千葉県松戸市栄町７丁目510―605
破産者　小林　直人
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２５２号
東京都板橋区大谷口１丁目47―８―302
破産者　平間　晋剛
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２６１号
千葉県千葉市若葉区千城台東４丁目29―７―１
破産者　土田龍守こと　安　　龍守
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２６８号
東京都杉並区高円寺南１―９―12―101、住民票上の住所東京都練馬区南大泉２丁目19―２
破産者　笹原　　健
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２７０号
東京都中野区野方５丁目７―６―202
破産者　大窪　真仁
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２７１号
東京都練馬区羽沢３丁目１―23―302
破産者　阿部　政勝
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２７５号
東京都文京区千石２丁目１―１―402
破産者　森　　路世
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２９５号
東京都江東区永代２丁目４―８
破産者　杉田まゆみ
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３０４号
東京都足立区江北６丁目９―１　江北フラワーハイツＡ205
破産者　穂波　　傑
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３３９号
東京都江東区東陽１丁目37―14　キングＢアパート210
破産者　鈴木　義之
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３６５号
東京都葛飾区新小岩４丁目１―14
破産者　細貝　亮介
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３６６号
東京都杉並区桃井１丁目11―13　朝日荘201、住民票上の住所東京都杉並区桃井１丁目11―13　朝日荘
破産者　西　貴代美
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部